

環境影響評価制度の在り方に関する検討状況①

1. 検討経緯

（環境影響評価制度全体の在り方に関する検討の必要性）

- 環境影響評価法は、平成9年に成立した後、平成23年に改正され、**平成25年に改正法が完全施行**されている。
- 改正法の附則において、「政府は、**この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする**」こととされており、改正法の施行から10年以上が経過したことから、当該附則に基づく**見直しに向けた検討が必要な時期を迎えている**。
- こうした中、令和6年10月に**中央環境審議会に対し、今後の環境影響評価制度の在り方について諮問**がなされた。

（陸上風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する検討の必要性）

- **風力発電事業**は、環境影響評価**手続の件数が増加傾向**にあり、2050年ネット・ゼロの実現に向け、**今後も更なる導入拡大が期待**されることから、令和5年9月に**中央環境審議会に対し、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について」の諮問**がなされた。
- 令和6年3月に、まずは、風力発電事業のうち、洋上風力発電事業に係る環境配慮の在り方が一次答申として取りまとめられたことを受け、現在は、再エネ海域利用法の改正法案の提出を目指しているところ。また、当該一次答申では、風力発電事業全体に係る環境影響評価制度の在り方について結論を出すべく、**陸上風力発電事業に関しても、検討を進める必要性がある旨の指摘**がなされている。
- 加えて、陸上風力発電事業については、令和3年に閣議決定された**規制改革実施計画においても、「効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方」について検討を進めていくことが必要**とされている。

2. 中央環境審議会の開催状況

- 陸上風力発電事業に係る環境影響評価制度を含む今後の環境影響評価制度全体の在り方について検討を行うため、令和6年11月より、**中央環境審議会 総合政策部会「環境影響評価制度小委員会」（アセス小委）及び「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」（風力アセス小委）を開催**（令和6年12月25日～令和7年1月23日まで答申（案）についてパブリックコメントを実施中）。

	日時	議題
①	令和6年11月1日	開催経緯、審議の進め方、制度の施行状況、前回改正のフォローアップ等について（※1）
②	令和6年11月6日	関係団体等へのヒアリング（※1）
③	令和6年11月18日・21日	環境影響評価制度の課題と対応の方向性について（論点整理）（※2）
④	令和6年12月12日	答申（案）について（令和7年2月頃に、再度合同会議を開催予定）（※1）

（※1）アセス小委と風力アセス小委を合同会議として開催。

（※2）アセス小委と風力アセス小委を個別に開催。

環境影響評価制度の在り方に関する検討状況②



3. 答申(案)の主な内容

(※) 現在パブリックコメントを実施している答申(案)に沿って、主な内容の整理を行った。

①前回法改正事項の点検

(配慮書手続の在り方)

- 配慮書手続は制度として維持していくことが適当。今後は、当該手続をより効果的に機能させるために、複数案の考え方等について検討を進め、関係法令等の見直しや、ガイドラインの整備を進めていくことが必要。

(報告書手続の在り方)

- 報告書手続は制度として維持していくことが適当。今後は、環境省が発電所事業の報告書を取得することができる仕組みを早急に構築し、事後調査等の実施結果を一元的に管理・分析することにより、後続事業全体に係る環境影響評価の最適化が図られることが期待。

②環境配慮が確保された陸上風力発電事業の最大限の導入促進

(立地誘導による導入促進)

- 陸上風力発電事業による環境影響(鳥類、景観、騒音等)の程度は、一般に、風車の立地場所や配置によるところが大きいため、環境影響を回避・低減し、環境配慮が確保された陸上風力発電事業を最大限導入するためには、環境影響の懸念が小さい適地へ、事業を誘導する仕組みの検討が必要。

(法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保)

- 風力発電事業では、法の対象規模未満(3.75万kW未満)の事業であっても、立地によっては、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため、例えば、第二種事業の規模要件を引き下げ、立地により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものを法の対象とする等の措置が求められる。

(建替事業に係る効果的かつ効率的な環境影響評価手続の実施)

- 区域や規模等に大きな変更がない建替事業であって、既設事業に係る環境配慮の確保のための取組が行われているものは、配慮書に代わり、事業の概要や、事業の設置に係る環境保全措置の方針等を記載した簡潔な書類を作成・公表し、必要に応じ国が意見を述べる等の仕組みを設けることが適当。

③現行制度の課題等への対応

(環境省による環境影響評価図書の継続的な公開)

- 様々な公益に資するよう、環境省が環境影響評価図書を継続的に公開することが可能となるような制度上の仕組みを早急に確立すべき。

(戦略的環境影響評価の実現)

- 戦略的環境影響評価の実現に向けて、持続可能性アセスメントも視野に入れ、検討を進めていくことが求められる。

(累積的な環境影響への対応)

- 諸外国の事例等を整理の上、累積的な環境影響評価に係る技術的な考え方等について検討を行い、ガイドライン等を策定していくことが必要。

(環境影響評価に係る技術の向上と環境情報基盤の充実化)

- 生物多様性保全等の観点から、技術的なガイドライン等の整備を進めていくことが求められる。また、技術的な人材育成、環境情報基盤の充実化に取り組むことが必要。

(環境影響評価法の対象とすべき新たな事業に関する検討)

- 海洋等において将来的に実施が見込まれる大規模な新規事業について、あらかじめ事業の動向を注視し、科学的知見の収集を図っていくことが必要 等 2